

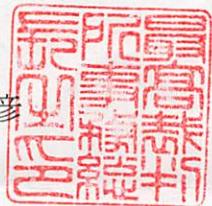
最高裁秘書第4574号

平成30年11月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月24日付け（同月25日受付、最高裁秘書第4360号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

非常勤裁判官及び調停委員が退任する場合、手元の調停記録は全部、廃棄しなければならないことになっていることが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(担当) 秘書課 (文書室) 電話03(3264)5652 (直通)